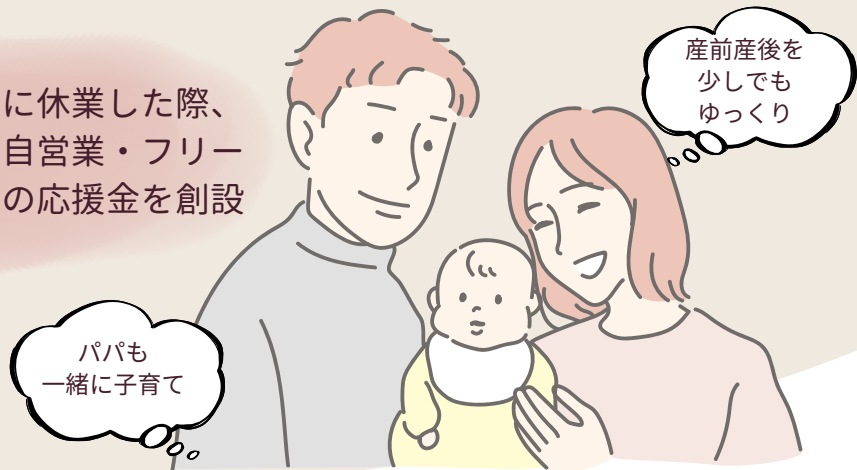


自営業・フリーランス等 出産育児支援事業

本山町では、出産・育児のために休業した際、公的給付制度の対象とならない自営業・フリーランス等を対象に、町独自の応援金を創設しました。



1 出産手当金に準ずる応援金

15 万円／月

- ・産前産後休業を取得した女性が対象
- ・支給上限 産前（出産日含む）1か月
産後（出産日翌日以降）2か月

2 育児休業給付金に準ずる応援金

4,000 円／日

- ・1歳未満の子を養育するために育児休業を取得した男性・女性が対象
- ・支給上限 100日

主な支給要件

- ① 町内に居住し、自営業やフリーランス等で生計を立てている者であること。
- ② 国保の被保険者本人である（保険証や税法上の扶養家族にあたらぬ）こと。
- ③ 本山町暴力団排除条例（平成23年3月22日条例第3号）第2条に規定する排除措置対象者でないこと。
- ④ 納付すべき町税の滞納がないこと。

（その他条件あり）

お問い合わせ

本山町役場 住民生活課
〒781-3692 高知県長岡郡本山町本山636

☎ 0887-76-2115

平日 9:00～17:00
（土日祝・年末年始を除く）



詳細はこちら